

## 長野県「森林の里親促進事業」CO<sub>2</sub>吸収評価審査要領

(趣旨)

第1条 森林のCO<sub>2</sub>吸収量を評価・認証するに当たり、長野県が行う審査の方法については、この要領の定めるところによるものとする。

(認証の要件)

第2条 認証の対象となる森林が、次の条件を全て満たしていること。

(1) 認証予定の森林が「森林の里親促進事業」の対象の森林であること。

ただし、極めて先導的な事案で、長野県の森林CO<sub>2</sub>吸収評価認証懇談会（以下「懇談会」という。）の意見を踏まえ、長野県知事が特に必要と認めた案件については、この限りではない。

(2) 森林法第5条の対象森林（今後、対象となることが確実である森林を含む。）、又は、国有林野の管理経営に関する法律第9条の分収造林若しくは第17条の2の分収育林の対象森林であること。

(3) 間伐等の施業が適切に完了しており、将来、健全な森林として生育することが期待できること。なお、間伐等の施業が適切に完了していることの判断基準は、(表1)のとおりとする。

(4) 持続的な森林経営が確保される見込みがあること。

2 前項の条件をすべて満たしている場合であっても、キノコ原木生産等を目的とした短伐期施業の森林は認証の対象としない。

3 その他、認証に支障がないこと。

なお、審査過程を明確にするため、(別紙)長野県「森林の里親促進事業」CO<sub>2</sub>吸収評価認証審査チェックリストに必要事項を記入し、審査の透明化を図るものとする。

附則 この要領は、令和元年8月1日から施行する

(表1)

## 間伐等の施業が適切に完了していることの判断基準

施業の内容	判断基準	説明
間伐及び除伐	定量的判断基準	間伐率が適正であること ・ 林況に応じた適正な間伐率により実施されていること
	定性的判断基準	(1) 林地残材処理の項目 ・ 林地残材は玉切、地付けがされていること (2) 乱雑整備の項目 ・ かかり木や林地残材流亡の危険性がないこと (3) 攪乱整備の項目 ・ 集材による林地荒廃や土壌浸食が発生していないこと (4) 持続性消滅の項目 ・ 残存木の損傷、樹木衰退が見られないこと
新規植林及び再植林	定量的判断基準	植林面積、森林の最小幅が適正であること (0.1ha、最小幅20m)
		活着率が適正であること ・ 植林木の保育により、適切な活着率であると認められること (活着率は80%以上。51%以上80%未満の場合は補植が必要)
	定性的判断基準	食害、食圧、病害虫による被害がないこと